

三郷市立後谷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「笑顔と感動にあふれ、一人一人が輝く元気な学校」とし、三郷の教育 三つの宝「授業規律」「読書のまち三郷」「親の学習」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

全職員の共通理解のもと、「授業の心得」を基盤とした授業規律の徹底を図り、一人一人の教員が分かる授業を展開することで、児童の学力向上を図っている。

読書活動推進においては、学校図書館司書と連携して学校図書館の積極的利用に努め、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、心豊かな児童の育成に努めている。

また、保護者との連携を図るために、「親の学習」を推進し、良好な人間関係づくりやいじめの防止等の保護者の役割について学ぶ機会を作っている。

本校において、いじめの未然防止や早期発見、早期対応が、計画的に行われるよう、講ずべき対策内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道德教育の充実

○道德教育を推進し、道德的価値の自覚を深め、道德的実践力の育成に努め、やさしく、思いやりのある後谷っ子を育む。

- ・「特別な教科である道德」の授業を要に全教育活動にて、豊かな心を育む道德教育を推進する。
- ・学校・家庭・地域が一体となった道德教育を推進する。
- ・学校と家庭をつなぐ道德通信「つなぐ」を発行する。
- ・学校公開日には、全担任が道德授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・「ぼくの木わたしの木」、「一人二鉢栽培活動」等をとおして学校緑化活動を推進し、豊かな心を育む。
- ・学校ファームの充実を図り、野菜栽培等の農業体験・稲作体験等を実施する。
- ・「学校をきれいにし隊」、早稲田中学校区育成会クリーン作戦等ボランティア体験を実施する。

(3) 児童会主体の取組

- ・縦割り活動にて清掃、給食、遊び、遠足、秋祭り等を実施し、異年齢集団活動を通して好ましい人間関係づくりを行っている。
- ・毎年、児童会・6年生を中心にいじめ防止標語を設定し、ポスターを作成している。

(4) 意識の啓発

- ・11月の児童集会で、児童会や高学年を中心に「いじめ撲滅宣言」を行う。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、児童に積極的に言葉掛けをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・「こころのお手紙コーナー」を設置し、児童の声を直接聞ける身近な相談窓口としている。
- ・「後谷っ子ノート」（日記）を実施し、児童の実態把握と担任とのコミュニケーション作りに活用している。
- ・水曜日の「なかよしタイム」を活用し学級レクを通して、児童の様子に目を配り問題行動等の早期発見に努める。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室等関係機関との連携
 - ③ 学習参観や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ④ 教育相談日の設定（毎月末金曜日）
- ・毎月「ぐんぐんカード」にて、アンケート調査を実施。記載のあった児童とは面談をし、解決に努め、家庭に知らせることで連携を図る。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。
- ・生徒指導研修会を毎月実施し、児童の様子を全教職員で共通理解し、指導に役立てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・サイトやメール、LINE等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員・児童・保護者を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。
- ・「後谷学習」にて児童・保護者・地域の方々と「情報セキュリティ講演」等の学ぶ機会を設ける。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、速やかに学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行い、必要に応じてカウンセリングを行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「生徒指導（いじめ防止対策）委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導（いじめ防止対策）委員会」を設置する。

〈構成員〉全教職員

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

〈開催〉

月1回（職員会議時）を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。
〈構成員〉校長・教頭・教務主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭
- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。